

お客様各位

平成25年1月1日

新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、新年をいかがお過ごしでしょうか。

私は巳年にちなんで、巳のような執念深さで仕事をして、皆様方の事業のお手伝いをしていきたいと考えております。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の税務
2. 最新税務の動向
3. 人事労務～改正高年齢者雇用安定法対策について

## 1. 今月の税務

今月は所得税関係の事務が沢山あります。

### ① 半期分の源泉所得税の納付

源泉所得税について、半年ごとに納付する納期の特例の承認を受けている場合は、平成24年7月から12月分までの源泉徴収税額を21日までに納付する必要があります。

### ② 法定調書及び源泉徴収票の提出

24年中に支払った給料や顧問料を税務署に報告する法定調書を31日までに作成・提出する必要があります。これに関連して、4枚複写の「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の提出範囲には注意が必要です。本人渡し用については、1月31日までに従業員本人に交付しますが、税務署に提出義務があるのは役員または役員だった人で、24年中の給与が150万円を超える人や、同じく500万円を超える一般従業員についてです。そして、市町村提出用は2通とも各人の25年1月1日現在の住所地の市町村に提出します。

### ③ 償却資産申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在に所有している土地・家屋・償却資産に課される市町村税です。

このうち償却資産については、昨年12月中に市町村から送られてきた償却資産申告書に1月初め現在の償却資産を記載して、1月31日までに提出が必要です。

### ④ 復興特別所得税への対応

25年1月1日以後に支払われるべき給与等から、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が課税されます。従って、1月支払以降の給料からは、新しい源泉徴収税額表に基づいて源泉徴収事務を進める必要があります。

## 2. 最新税務の動向

例年なら、昨年中には税制改正方針が政府から示されているのですが、今年度については昨年暮れに総選挙が行われた関係で方針は今月中に示されることになりました。

情報が入り次第ご報告していきます。

## 3. 人事労務～改正高年齢者雇用安定法対策について

希望者全員に対して65歳までの雇用を義務付ける改正高年齢者雇用安定法の内容については、昨年

から順次お伝えしてきましたが、今回は厚生労働省の具体的施策が公表されたことに伴う対応策をまとめました。

## ① 経過措置による継続雇用対象者の選定手続

65歳までの継続雇用の目的は厚生年金の報酬比例部分の段階的引き上げに伴う無年金期間の所得補償が目的であるため、経過措置として厚生年金の報酬比例部分の引き上げ年齢に達した後は自動的に継続雇用の対象者を会社が限定できると誤解をされている方が多いようです。

実は、経過措置としての継続雇用の対象者を会社が限定するには今年3月31日までに労使協定を締結する必要があります。まだ締結されていない会社は取り急ぎ着手しましょう。

## ② 継続雇用の労働条件

今回の法改正は65歳まで継続雇用をすればいいのであって、継続雇用後の労働条件は会社で決定できます。そのため、仮に会社が提示した労働条件が気に入らないとして従業員が継続雇用を拒否しても、法律違反にはならないのです。

## ③ 就業規則の変更

今回の改正により、就業規則に継続雇用の選定条件を記載した就業規則はその部分を必ず削除するように考えられていますが、①の経過措置を適用する場合は削除してはいけません。

更に、継続雇用を拒否できる「解雇事由または退職事由に該当する要件」を就業規則に記載することが会社には有利になります。

紙面の関係で簡潔に記載しましたが、もっと詳しくお知りになりたい方はご連絡下さい。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

### 坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>